

令和 8 年 7 月 30 日

◎金岡委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

◎金岡委員長 御報告いたします。

槇尾委員から、所用のため本日の委員会を欠席したい旨の届出がっております。

本日の委員会は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」であります。

お諮りをいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎金岡委員長 御異議ないものと認めます。

なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる項目を選定いたしました。

また、出先機関調査の際、市町村から受けた陳情については、執行部からの措置状況等の説明と質疑したことを受けて、総務委員会から市町村へ通知をすることといたします。

本日の委員会の審査の方法は、取りまとめ項目につきましては、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

《教育委員会》

◎金岡委員長 それでは、教育委員会について行います。

まず、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎今城教育長 調査事項の説明に先立ちまして、元教職員に対する退職手当支給制限処分について御報告します。業務上過失致死罪により有罪判決が確定し、失職となりました元校長に対し、7月14日付で退職手当の全部を支給しないこととする、支給制限処分を行いました。本事案は、安心安全な場所であるべき学校の管理下において、将来ある児童の尊い命が失われたものであり、学校の安全管理体制と児童の命を預かる教育現場の責任の重さが厳しく問われた事案であると、極めて重く受け止めております。

改めまして、亡くなられた児童の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に深く哀悼の意を表します。また、県民の皆様の信頼を大きく損なうこととなりましたことにつきましても、重ねておわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

県教育委員会としましては、二度とこのような痛ましい事故を繰り返すことのないよう、市町村教育委員会と連携し、学校における安全確保に万全を期すとともに、子供たちが安心して過ごせる学校づくりに努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

それでは、議題の説明をします。まず、総務委員会の皆様におかれましては、4月27日から6月2日までの間、県教育委員会が所管します県立学校及び出先機関、並びに市町村教育委員会等が所管しております、小中学校等の状況につきまして、調査いただきましたことを厚く御礼申し上げます。今回現地におきまして、各学校や出先機関のそれぞれの課題に対する取組とともに、卒業生の進路状況など教育全般にわたる様々な質疑を行い、学校現場の実情を詳しく調査いただきました。また、取りまとめ項目となっております高等学校の生徒数確保に向けた取組や、学力の低い生徒への対応などに関しまして、貴重な御意見をいただいております。これらの項目につきまして、この後、担当課長から教育委員会の考え方などについて、御説明します。

教育委員会では、今回委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、今後とも、子供たちの持つ可能性を最大限に伸ばすことができる教育の実現に向けまして、全力で取り組んでまいります。委員の皆様には、今後とも一層の御指導をよろしくお願い申し上げます。

最後に報告事項ですが、冒頭に御報告いたしました元教職員に対する退職手当支給制限処分につきましては、後ほど担当課長から説明します。

私からは以上です。

〈学校安全対策課〉

◎**金岡委員長** 続きまして、自転車通学のルール of 徹底について、学校安全対策課の説明を求めます。

◎**久米学校安全対策課長** 当課からは、取りまとめ項目のうち、自転車通学のルール of 徹底について、御説明をいたします。

まず1の課題ですけれども、本年度からの交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の導入を受け、引き続き、自転車の正しい交通ルールを周知徹底する必要がある、このことが1点目の課題であります。なお、これに関しまして、同制度導入前の令和8年2月に実施したアンケートでは、同制度を「知っている」と回答した県立高等学校生徒は57.7%という状況でした。

また、令和7年度から通学用自転車の登録を行う全ての県立高等学校において、ヘルメット所有が条件化されているが、所有率と着用率の間には差がある、このことが2点目の課題であります。

こうした課題に対しますに、これまでの取組ですけれども、まず1点目、高知県警と連携し、自転車の正しい交通ルールを周知するための生徒向け教材を作成し、各教室への掲示やショートホームルームでの指導を各学校にお願いしております。

2点目としまして、生徒の交通安全意識を醸成するため、自転車交通事故被害者遺族に

よる講話、高知県警と連携したスタントマンによる模擬交通事故の実演を伴う交通安全教室を実施しております。

3点目としまして、保護者にも自転車の正しい交通ルールを理解してもらえよう、高等学校PTA連合会研修会において、ヘルメット着用の現状や交通反則通告制度の内容を説明しております。

また、4点目としまして、各県立高等学校でヘルメット着用推進に向けた啓発活動を実施してもらうため、年4回の「自転車ヘルメット着用推進週間」を設定しております。

次に、こうした取組で得られました3の成果ですが、まず、①高知県警によりますと、令和8年4月から6月の3か月間における反則切符の告知件数は計6件でしたが、高校生に対する告知はなかったとのことでした。

次に、②ですが、自転車ヘルメットの着用について、令和7年度の末、令和8年3月に実施したアンケートでは、着用率が31.6%となっており、前年度より12ポイント上昇しております。

次に、4今後の展開ですが、まず1点目としまして、交通ルールの周知徹底と交通安全の意識醸成を図るため、引き続き、交通安全教室や日常の指導に活用する教材の作成・配布を実施してまいります。

2点目としまして、推進週間については、ヘルメット着用に加え、より広く交通安全全般に関する啓発活動を実施してもらえよう「自転車の交通安全推進週間」へとリニューアルした上で、各県立高等学校へ生徒主体の活動の実施を働きかけてまいります。

最後に、県立高等学校での取組の具体例について、御説明いたします。

まず、伊野商業高等学校ですが、本年度に高知県警が作成する自転車交通安全の啓発動画に生徒が出演することとなっております。また、土佐警察署と連携して啓発チラシを作成し、いの町内の小中学校に配布する予定となっております。

次に、高知東高等学校ですが、本年5月に高知東警察署と「学校（地域）の安全・安心に関する協定」を締結し、自転車交通マナーの向上に取り組んでおり、6月には生徒による街頭指導を同署と連携して実施しております。

また、高知小津高等学校ですが、本年5月に高知警察署から「自転車ヘルメット着用促進モデル校」として指定を受け、5月には生徒と白バイによる自転車交通安全啓発パレードを実施しております。

なお、県教育委員会におきましては、こうした県立高等学校における活動の好事例を公式インスタグラムで配信するなどいたしまして、生徒主体の取組に向けた意識の高揚を図りますことで、自転車交通ルールの一層の遵守と、ヘルメット着用率の向上につなげてまいりたいと考えております。

学校安全対策課からの御説明は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 一つは、スタントマンによる模擬交通事故実演のデモンストレーションですけど、これ予算はすごく多くて、高いんですよ。だから、あまり頻繁に学校でできないとか、年間何校ぐらいやられていますか。

◎久米学校安全対策課長 高知県警の御協力をいただいております、年間10校で実施しております。

◎坂本委員 ただ、よく言われるのは、小中学生とかの低学年になると、余りにもショックなものを見せつけられて、トラウマ的なものが残ってもいかなからということで、高校生を対象にやっていると思うんですけども、中学校はやってるかもしれませんが、このことによる効果がどういうふうに上がっているか、分かれば教えていただきたい。

もう一つは、安全指導がヘルメットの着用に偏重している面があるのではないかと。むしろスマホを見ながらの自転車運転とか、あるいは右側通行、これらのほうが、我々現場で指導していて怖い場面に遭遇します。そういう意味では、そういったところへの指導は、十分行われているのか、その辺はいかがでしょう。

◎久米学校安全対策課長 まず、1点目のスタントマンの模擬交通事故の再現の関係なんですけれども、これに関しましては、やはり実際にこういうことが自分の身に起こり得るということを、ある意味模擬体験ですけれども、まざまざと見るというところで、そういった意味での効果はあると考えております。

それから、2点目のヘルメット着用に関しましては、ヘルメット着用はまさに自分自身の身を守ることですけれども、今般、道路交通法が改正されました背景といいますのが、自転車の事故が起こったときに、自転車運転者自身に違反があるケースが非常に多いということ、あるいは、歩行者の安全を脅かしている。歩行者対自転車の事故が起こったときには、歩道で起きていることが多いといったことが背景で、自転車の危険運転が及ぼす危険を防ぐために、そういった改正がなされたものと承知しております。ですので、私どもといたしましては、御指摘のようにヘルメット着用だけではなくて、自転車の交通安全、正しい交通ルールを徹底していくための取組を行っていくこととしております。

◎坂本委員 このことが十分に行われているかどうか、その辺はどうですか。

◎久米学校安全対策課長 まさにこの4月から青切符制度も始まったところでありますので、機会を捉えて関係者、学校教員もそうですし生徒にもそうですし、様々な周知は行っております。また、生徒主体の活動、あるいは生徒自身の街頭啓発とか、そういった取組も徐々に広がってきておりますので、そういったところを通じて、正しい交通ルールの周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

◎坂本委員 いずれにしても、加害者にも被害者にもならないような安全指導をお願いし

たいと思います。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎金岡委員長 次に、高等学校の生徒数確保に向けた取組について、高等学校課の説明を求めます。

◎麻植高等学校課長 当課からはまず、高等学校の生徒数確保に向けた取組について、御説明をいたします。

1の高知市内校における生徒数確保に向けた取組についてです。県立高校では、県教育委員会が定めた学校の役割や使命であります「スクール・ミッション」に基づいて、各高校の目指す生徒像や教育内容、また、どのような生徒に入学してほしいのかを示した「スクール・ポリシー」を設定し、生徒募集を実施しているところです。

各学校においては、6月頃から管理職等が中学校を訪問しまして、中学生やその保護者に対して、「スクール・ポリシー」をはじめとする各高校の特色や魅力を紹介する、高校説明会を実施しております。

また、全ての県立高校において、主に9月から10月になりますけれども、中学生を対象とした1日体験入学を実施しており、学校全体の説明のほかに、各教科の授業、それから部活動の体験など、そういったものも実施をしております。

さらに、各高校や県教育委員会のホームページにおきまして、学校紹介を行うほかに、近年は、各学校の学校案内の作成にも力を入れ、また、ユーチューブやインスタグラムなどのSNSを活用した情報発信も積極的に行っている学校が増えているところです。

その中の特徴的な取組事例といたしまして、まず、高知追手前高校ですけれども、令和6年度、7年度に、高校の教員2名が高知市内を中心に中学校を訪問して、管理職や中学校3年生の担任の先生方につきまして、追手前高校の取組を具体的に説明をして、意見交換の実施を行ったと聞いております。

また、高知小津高校では、夏休み期間に理科の教員が中心となって、中学生を対象としました「科学実験講座」を実施しております。

さらに産業系高校では、今年度8月2日を予定しておりますけれども、例年8月に、「産業教育PRイベント」を開催しまして、高校生が自分の学校の学科やコースの紹介、また、小中学生に各校の学びを体験していただくことで、産業教育の興味関心を高めております。

次に、2こうちフロンティア募集についてです。こうちフロンティア募集は、中山間地域等の県立高校10校を対象としまして、県内外からの生徒の受入れ拡充を主な目的としまして、昨年度よりスタートいたしました。この募集の特徴としましては、入学試験の実施日を従来の3月よりも早い、1月に設定した点や、検査内容につきまして、面接、作文、プレゼンテーションの中から学校が独自に指定をし、中学校から提出された調査書と併せ

て総合的な選考を行い、合格者を決定しているという点にあります。

課題としましては、1月中に試験を実施し合格発表まで行うことから、早期合格に伴う生徒の学習意欲の低下を懸念する声があります。そのため、合格発表後に高校側から課題を出すなどして、生徒の学びを継続させる取組も始まっているところです。

今後の方向性として、こうちフロンティア募集の実施校を本年度は、昨年度の10校から15校へ拡大することとしております。また、県立高等学校振興再編計画でも示しておりますが、次年度から実施する入試において、入試制度全体を見直すこととしており、現在その内容について、検討しているところです。今後も国の動向や他県の状況、現行の高校入試の成果と課題等を踏まえ、高校入試が生徒たちにとって、将来に向けた「新たな出発点」となるよう、本県の実情に合った入試制度の改革を進めてまいります。

説明は、以上です。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

(なし)

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

次に、定員内不合格なし及び学力の低い生徒への対応について、高等学校課の説明を求めます。

◎**麻植高等学校課長** 続きまして、定員内不合格なし及び学力の低い生徒への対応について、説明します。

まず、1の現状と課題についてです。高校の入学選抜におきましては、各学校・学科等の特色を踏まえて、その学校で学ぶために必要な能力や適性・意欲等を適切に判断して可否を決定しております。

公教育として、生徒の能力や適性などとともに、学びたいという意欲を持つ生徒を高校でしっかりと受け入れ、育てていかなければならないと考えております。各学校に対しては、今後の選考の在り方についても検討するように促しているところです。

また、学力面での課題ですが、高校入学後に各学校で実施しております学力定着把握検査において、昨年度、義務教育段階での学び直しが必要とされる、いわゆる「D3層」の生徒の割合が、全日制で18.8%でした。

このように、義務教育段階の学習が改めて必要な生徒や学習意欲は必ずしも十分でない生徒も一定数在籍をしていることから、多様な生徒への対応に当たる教員の負担も推察されるところです。

次に、2の課題に対する取組を御覧ください。これまでの取組といたしましては、入学時から、習熟度別の授業による学力に応じた指導、これに加えて、授業内で生徒の学びをサポートする学習支援員の配置や、生徒の理解度に合わせた学習が可能となるデジタルドリルの活用を推進してまいりました。

さらに、本年度からは新たな取組としまして、生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着を目的として、退職教員や大学生等が、放課後や長期休業中に面談や個別支援をする「エンカレッジティーチャー事業」を開始したところです。

あわせて、数学におきましては、「学び直し支援強化事業」としまして、中学校・高等学校の数学教員が連携をして、指導方法の共有や学習支援の在り方を検討する取組も開始をいたします。

さらに、保幼小中高を通じた系統のかつ発達段階に応じたキャリア教育を展開し、生徒の目的意識を育むとともに、将来の社会的・職業的自立に向けた日々の学習習慣の定着を図ってまいります。

このような各学校での基礎学力の定着に向けて、取組を充実させていきたいと考えております。

当課からの説明は、以上です。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**塚地委員** 全国と比べて、高知県の定員内不合格の割合が多かったのが、1点の課題で、それに向けて現場での議論も御努力いただいた結果、やっぱり相当減ってきたなという実感もこの間回らせていただいて、拝見しました。その中で、課題となってきたことに一つ一つ手を打っていただこうとしているので、大変前向きな取組を評価もしたいし、ありがたいと思ってます。その中で、どうしても、教職員の中で温度差があるというか、やっぱりそういう子供たちを受け入れた時に、学校現場がどうするのかという混乱もあるんじゃないかという思いもある先生方も、当然、現場ではおられると思うんです。そういう辺りの意思疎通みたいなことを、この間やってきた実践で、こういういい効果も出ていますよと。だからこれからも頑張りましょうねみたいな、そういう取組を現場が積極的に受け入れないといかんよねとなっていくための、何かこの先生方の意識への取組はどんな感じか。

◎**麻植高等学校課長** まず、先ほど申しましたが公教育として、多様な生徒がいる現状をしっかりと受け止めて、そういった生徒一人一人に手厚い指導をしていくことは、我々に求められていることだと捉えております。そのために、委員がおっしゃったように、先生方が受け入れた生徒にどのように対応するのか、多少そういったところで、どうしたものかなという悩みを抱えている先生方もいることは、承知をしております。

そのために先ほど申しましたように、エンカレッジティーチャーという、退職校長でありますとか、大学生でありますとか、生徒に対する意欲を向上させるような方を配置しまして、今年度から取り組んでいるところです。

その1つの例として、城山高校では、退職された校長先生にアドバイザーとして入っていただいております。実は城山高校の生徒は、なかなか多様な生徒が多いですけれども、その集まる場を寺子屋と呼んでおりまして、そこに生徒が集まってきて、テスト前が特

に多いですけれども、そういった場で生徒たちが勉強に取り組む。また、「先生、今日の課題をして帰ってもいいですか。」とかいうふうに、自分たちでそこに足を運ぶ生徒も、実際、出てきたという話を聞いております。そこで、これまで教員は、一人一人の多様な生徒に個別に時間をかけて対応することに時間を取るのが難しかったことがあるんですけれども、今回のエンカレッジティーチャーの導入において、そういった先生方の一人一人の負担は、軽減されてきたんじゃないかなと思っていますところです。

また、授業デザインプロジェクトチームという指導主事が学校を回って、学校のチームをつくっており、そこと一緒に協議をして、どんな授業を展開すれば生徒の理解が深まっていくのか、生徒の学びが主体的になっていくのかを一緒に考えることも行っておりますので、そういったことを通して、学校現場と県教委と一緒に、多様な生徒を育てていく取組を進めているところです。

また、校長先生方もしっかりと定員内であるので、生徒を受け入れて、我々で育てていこうという意識を持っていただくように声掛けをしているところです。

長くなりましたが、以上です。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

〈小中学校課〉

◎金岡委員長 次に、学力の低い生徒への対応について、小中学校課の説明を求めます。

◎高橋小中学校課長 当課からは、中学校における学力に課題が見られる生徒への対応について、御説明いたします。

まず、課題についてです。令和7年度、全国学力・学習状況調査では、学力に課題が見られるD層の生徒の割合は、国語が23.6%、数学は26.3%となっており、全国平均と比較すると、国語で1.1ポイント、数学で2.5ポイント上回っております。こうした学力に課題が見られる生徒一人一人に応じた支援を充実させ、基礎的、基本的な学力の定着を図ることが重要な課題となっております。

次に、これまでの取組についてです。まず、デジタルを活用した授業と授業外学習の充実に向けて、対話型A Iを活用した実証研究校23校において、生徒一人一人の学力課題に応じて、授業や家庭学習をA Iでサポートする実践を進めるとともに、その好事例を県内へ展開しております。

また、学校全体で組織的に授業改善を進めるために、教育事務所に配置しております7名のアドバイザーが、学校経営に関する訪問指導を行うとともに、指導主事が全ての中学校を対象に5教科の授業改善に関する訪問指導を継続して実施しております。

さらに、学力に課題が見られる生徒に対しましては、学習支援員の配置に対する財政支援を行い、授業だけでなく、放課後や長期休業期間を活用した学び直しなど、個々に応じた学習支援を進めております。

続いて、今年度からの新たな取組についてになります。まず、教員の指導力の向上に向けて、中学校数学等について、域内の教員同士で教科の専門性を高めるための情報共有や協議を行う教科ネットワークを構築し、授業の質的向上を図ってまいります。

また、高知県学力定着状況調査をオンラインで実施し、その結果を学習履歴記録機能であるスタディログダッシュボードに反映をいたします。これによりまして、児童生徒一人一人の得意・不得意の分野を細かく把握し、それぞれの学習状況に応じた学習支援につなげてまいりたいと考えております。

今後も、教員の指導力の向上と、デジタルの効果的な活用を両輪として、学力に課題が見られる生徒一人一人に、寄り添った支援を充実させ、基礎的、基本的な学力の定着に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎金岡委員長 次に、安芸市から要望のあった少子化対策の充実について、幼保支援課の説明を求めます。

◎市村幼保支援課長 安芸市から少子化対策の充実についてとしまして、2件要望がありますので、措置状況等について、御説明いたします。まず、1ページ目の項目欄の括弧書きを御覧ください。

要望事項の1つ目は、多くの自治体において独自に保育料等の軽減措置が講じられている現状を踏まえ、保育料等の無償化の拡充に関し、国へ要望することです。

右端の欄を御覧ください。令和元年にスタートしました幼児教育・保育の無償化においては、3歳児から5歳児までの保育料は無償の一方、0歳児から2歳児までは、低所得世帯や複数のお子さんが同時に保育所等に入所している多子世帯など、一定の要件を満たす場合に減免措置が設けられておりますが、完全な無償とはなっておりません。この無償化の対象となっていない部分の0歳児から2歳児までの保育料や、実費徴収とされております副食費については、記載のとおり、県内でも多くの市町村において独自に減免措置が講じられている状況です。

県教育委員会では、こうした市町村の取組を支援し、多子世帯の負担軽減を図るため、国の無償化の対象とならない第3子以降の3歳未満児の保育料を無償化・軽減する市町村に対して、県単独での財政支援を行っております。

県教育委員会としましては、こうした県単独での財政支援に取り組むとともに、要望にありましたとおり、全国知事会などと連携しながら、引き続き国に対し、幼児教育・保育

の無償化の対象範囲の拡大について、提言を行ってまいります。

続きまして、2ページ目を御覧ください。項目欄の括弧書き、要望の2つ目です。年度途中に発生する0歳児の待機児童解消に必要な保育士をあらかじめ確保するため、必要な経費に対する補助制度（実情に応じた補助基準単価及び対象月数）の創設を国へ要望することです。

右端の欄を御覧ください。本県の待機児童数は、本年4月1日時点で6人と近年減少傾向にあります。一方、育児休業からの復帰などにより、年度途中からの入所を希望する保護者も多くいます。その際、保育士の確保ができないなどの理由から速やかな受入れに至らず、結果、年度途中に一定数の待機児童が発生していると承知しております。

県教育委員会では、こうした年度途中からの受入れに備えて、あらかじめ年度当初から保育士を加配する市町村に対して、県単独での財政支援を行っております。

加えて、県では、令和6年度から人口減少対策総合交付金を創設し、出生数の増加や共働き・共育での推進に向けた市町村の取組への支援を強化しております。

今後もこうした財政支援に取り組むとともに、全国知事会とも連携しながら、待機児童解消に向けた施策の充実について、引き続き国に提言を行ってまいります。

説明は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 最初の項目の、県内の保育料の減免の状況とか副食費の無料の状況を書いているんですけど、財源的には、県が今出している人口減少対策の総合交付金を使っているところが圧倒的に多い状態かどうか分かりますか。

◎市村幼保支援課長 多くはないです。令和7年度で、1市町村の活用が確認できております。

◎塚地委員 それ以外のところは、もともとやっているところ、交付金がある前からやっているところもあるから、そのままそれをそういう事業として実施している状況ですね。

何を心配したかという、交付金をどう使うかというときに、ある意味こういう基本的な部分は、交付金でやると不安定になるので、やっぱりそうでない財源保障はすごく大事なかなと思って聞いてみました。今後、増やしていこうという市町村もあるんだと思うんですけど、先ほど御説明のあった保育士の加配の話なんですけど、この保育サービス等総合補助金において、具体的にどういう考え方で、高知市を除くのか。制度の判断についての考え方を教えていただきたい。

◎市村幼保支援課長 高知市については、中核市として保育の権限を持っているということで、補助金の創設当初から、高知市以外の市町村に対しての支援ということで、制度をつくっているところです。

◎塚地委員 高知市からは、高知市も含んでほしいという要望は、上がってきてないんで

すか。

◎市村幼保支援課長 高知市からは、個別に実際に要望という形では受け付けていないんですけれども、話題の中では、高知市が対象になるといいんじゃないかということも、担当レベルでの話ではお聞きしてます。

◎塚地委員 高知市は、一番子供たちの数も多い状況ですし、だからこそ出費も多いということもあって、子供の医療費の補助制度にも課題も残っていて、ぜひそこは県市の連携で、うまく前に進むといいなという希望は持っています。私の要望です。

◎坂本委員 関連してですが、そういう意味でいくと、この保育サービス等総合補助金は、高知市は除かれていて、高知市は単独で何らかの手だてをしようとしているのか、そこはどうなんですか。

◎市村幼保支援課長 高知市があらかじめの年度途中の加配について、個別にどういう制度をつくっているかの詳細は、把握できていないところですが、人口減少総合交付金等の活用は、していただける状況にあったかと思います。

◎坂本委員 高知市は、この補助金は使うことができないわけでしょ。交付金でこれに対応したらいいということですか。

◎市村幼保支援課長 補助金は、高知市は対象にしていないところなので、高知市が独自に制度化をするかどうかというところは、高知市の判断になってきます。

◎坂本委員 というのは、結局もし何もできてなかったとしたら、高知市では、年度途中でそういった0歳児が入ってくるときに、保育所を確保することは、県下の全ての市町村が状況としては一緒だと思うんですよね。一方、高知市はそういう制度がないから何もしてないと、あとは保育園任せですよとなる。特に民間も含めてですね、そこをどう確保しておくかに、すごく現場は困られているんですよね。そういうことに対して、もっと高知市と連携をしながら、中核市だからということで、逆に格差が生じるようなことがあってはならんんじゃないかなと思うんですけれども、その辺をもっと状況を把握するとかいうことはされる予定はないんでしょうか。

◎市村幼保支援課長 高知市とは、情報共有する場を今後構えて、意見交換をしたいと思います。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

《報告事項》

◎金岡委員長 続きまして、教育委員会から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈小中学校課〉

◎金岡委員長 元教職員に対する退職手当支給制限処分について、小中学校課の説明を求めます。

◎高橋小中学校課長 それでは、元教職員に対する退職手当支給制限処分について、御報告をいたします。

高知市立長浜小学校元校長は、令和6年6月、自校プールのろ過装置の故障に伴い、近隣の中学校プールを使用して水泳授業を実施いたしました。

令和6年7月5日、同校4年生が中学校プールで水泳授業を受けていた際、児童Aが溺水し、プール内に沈んでいる状態で発見されました。教職員による救命措置の後、救急搬送されたものの、同日午後7時39分、搬送先の医療機関において死亡が確認をされたものです。

令和7年2月26日、同校長は、当時の教頭及び4年担任教諭2名とともに業務上過失致死容疑で書類送検され、同年8月6日に業務上過失致死罪で在宅起訴されました。

その後、2回の公判を経て、令和8年6月17日、同校長は、事故当日までの授業で児童Aら3人が溺れかけた旨の報告を受けるなど、事故が発生する危険性を十分認識していたにもかかわらず、何ら措置を講じず、また、教職員に対して、事故防止に向けた指導を怠ったとして、業務上過失致死罪により、禁錮2年、執行猶予4年の判決が言い渡されたものです。

同年7月2日に同判決が確定し、地方公務員法第16条第1号及び第28条第4項の規定によりまして、同日付で失職をしております。

これを受けまして、県教育委員会では、職員の退職手当に関する条例第12条第1項の規定に基づきまして、同年7月14日に退職手当の全部を支給しないこととする支給制限処分を行いました。

県教育委員会としましては、この事故を重く受け止め、二度とこのような悲惨な事故を繰り返さないよう、安全管理の徹底を図るとともに、再発防止と安心安全な学校づくりに、市町村教育委員会及び校長会と連携して、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上となります。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎西森（雅）委員 本当に痛ましい事故というか事件というかですね。改めて、お亡くなりになった方に御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それで少しお聞きをしたいと思いますが、最終的に、退職金の全部を支給しないことが教育委員会で決定となったと承知しておりますけれども、地方公務員法の第16条も読みましたし、第28条も読みました。それを受けて、職員の退職手当に関する条例の12条も読ませていただきました。まず、この退職手当に関する条例の12条には、全部、一部という表現もあるんですね。一部、また全部ということになろうかと思うんですが、教育委員会の中で、そこに関してどういった議論がなされ、どういう形でこの全部というのが決定したのかをお聞かせいただければと思います。

◎高橋小中学校課長 委員おっしゃったように、退職手当条例では、この拘禁刑以上の刑に処せられた、そして失職した職員については、退職手当の全部あるいはその一部が支給しないことができると規定されているものです。また、その運用方針というのがありまして、その中には、非違行為の発生を抑止するという制度の趣旨が、うたわれておりまして、原則、退職手当の全部を支給しないことが規定されております。

先ほど御質問ありました委員会の中での議論になりますけれども、個人の人事事案になりますので、処分理由等詳しいことは、お伝えすることはできないんですけれども。例えば、やはりこの非違行為の内容でありますとか、過失の大きさのことでありますとか、この結果の重大性、もう二度と帰ることができない命の重さ、また尊厳、そういったものが非常に各委員から御意見がありまして、慎重に、そしてまた、丁寧に議論をいただいたと思っております。その議論を受けまして、やはり最終的に本件については、この条例及び運用方針、また地方公務員法に基づいて、全部を支給しないことを決定したものです。

また、これを議論するに当たりましては、顧問弁護士にも丁寧に説明しまして、その上でもやはり、同様の事案はなかなか県外でもありませんでしたけれども、この管理監督責任といいますか、そういったいわゆる危機管理に関する責任の重さ、その結果の重大性、また、公教育に対する影響の大きさを総合的に判断して、全額不支給が適当であると御意見もいただいております、そういったことを踏まえて、総合的に判断して、全額を支給しないと決定したものです。

◎西森（雅）委員 二度とこういった事件、事故は起こしてはならないと思いますし、この事件、事故を受けて、また、この処分に対して、それぞれの学校長という立場の人は、どういうふうを受け止められたのかも聞いてみたいと思うんですけれども。各責任ある立場にある学校長のこの事故を受け、事故に関すること、そして処分に関することに対する、何か反応みたいなのがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

◎高橋小中学校課長 やはりこの事案を受けまして、非常にこの命に対する重み、そして責任の重さについて、他人事ではなく、まさに自分事として、自分の学校の一人一人の子供たちの命を最大限守っていかなければならない、それが学校経営の根幹に関わるものだという認識をされているという校長先生方の声も、何人かからはお聞きしております。そういったことを受けまして、来月全ての校長先生方を対象に、いわゆる不祥事防止の研修も行うことにしております。その中では、先ほど申し上げましたように、今回の事案も含めまして、やはりこの危機管理、安全管理に関して、安心安全に過ごすことができる学校づくりのために、しっかり取り組んでいていただきたいということを、県教委と、また校長先生方ともしっかり意思の疎通を図っていきたいと思っております。

◎西森（雅）委員 本当に御遺族をはじめ、そういった方の思いを思うと、もういたたまれない思いであると思いますし、もう二度とこういった事件、事故が起こらないことを願

うものであります。また、そういう教育をしっかりと高知県として行っていただきたいということを要請します。

◎高橋小中学校課長　しっかり今の委員のお考えも受けまして、子供たちにとって、子供たちがやはり残念な結果にならないように、本当にこの命の重み、尊厳をしっかりと受け止めて、発信もしていきたいと思っております。亡くなられました児童の方に対して、心からお悔やみを本当に申し上げたいと思っております。

◎塚地委員　本当に痛ましい事故だったと思います。心から御冥福もお祈りしたいし、こういうことが再び起こらないようにということで、高知市でも、一定、様々な施設整備ですとか、研修ですとか、努力をしてくださっているのも拝見しております。私はこの処分決定に異を唱えようと思っているのではありません。この校長先生についての報告書を読んでも、その都度止めることができたのではないかと感じる場面も多々あって、やっぱりこの重大な全部不支給という決定は、それなりの妥当性があるのではないかと考えています。同時に、今こうした学校事故対応に関する指針を文部科学省が、令和6年の3月に見直しもしていて、学校現場だけではなくて、やっぱり設置者としてのこういう重大事故が起きたときの役割も、都道府県の教育委員会も当然その中にも含まれているんです。どういう対応をしなくてはならないかというチェックシートもあって、その中でも、それは当然、事故が起こらないように未然の防止対策はあるんですけど、事故が起こった後の被害者家族や、学校現場とのきちんとしたつなぎをしながら解決をする上で、やっぱり学校設置者である教育委員会が果たす役割は結構大きいと記されてもいるわけです。その部分のところが、第三者委員会の報告書を出されてますけれども、高知市の教育委員会が、その後の対応としてどうだったのかというところは、厳しい指摘があっているなど私は受け止めているんですけれども。その後、例えば、そういうチェックシートに基づいて、教育委員会としてどういう対応だったのかと。そこら辺りは、県の教育委員会と高知市の市教委との間で、検証的なことがやられているのかはどうなのでしょう。

◎高橋小中学校課長　小中学校課で掌握している内容になるんですけれども、この第三者委員会の報告書も当然我々も確認しましたし、そういった中で、県教委と高知市とどういう対応ができて、可能性としてはやるべきではなかったのかも含めて、そこは第三者委員会の報告等も踏まえて、議論といいますか、検討はしてきてきたところでもありますけれども、具体的にそのチェックシートで、市教委、高知市がどういうふうに改善というところの具体策については、またこれから確認もしていかなければなりませんけれども、1つ言えるのは、この安全管理のための研修、講習を、学校の中でしっかりやっていくということ。そして、教育委員会としての役割について、教育長もしっかり市教委としての責任を重く受け止めていることも、私も直接伺ったこともありますので、やはりそういった教育委員会としての姿勢は、しっかり高知市教委も持たれていると思っております。

◎塚地委員 被害者の皆さんとか保護者の皆さんとの信頼回復という点で考えたときに、現場と被害者の保護者の皆さんと、きちんと客観的な目線でつないでいく仕事は、教育委員会の役割としてすごく大きいんですよ。どうしても現場対保護者の方の対応になってしまうと、いろんな思いも出てきますので、そこをちゃんと客観的に対応していく上で、教育委員会が果たす役割はすごく大きくて、第三者委員会のまとめでもその動きがちゃんと見えてないじゃないかという、最後のまとめの部分が、私はすごく気にもなっているところで、過去のことではなくて、これまだ決して済んでいる状態ではないので、これから教育委員会が、そこをしっかりと自らの問題として受け止めて、事故後の対応については、私は検証もするし、今後しっかりと責任を持って対応もしていくということを、県の教育委員会としても、支援をしながらやっていただけるようにしていただきたいと思うんですけど、そこは、教育長何かあったら。

◎今城教育長 高知市とは、事故後も何度もやり取りをしながら進めてまいりました。まずは、どうやって命を守っていくのかで申しますと、具体的には、指針を高知市も出す、高知県もそれ以外の市町村もそろえて出す。それから、研修も高知市もやる、県もそのほかもやるということを、ずっと共に重ねてまいりました。事故後の対応につきましては、まずは、高知市教育委員会が今、重大な事案だと受け止めて対応をなさっていると把握をしております。途中ということもありますので、まだ具体的に高知市とどういう協議ができるかというところは、今すぐになかなかお答えできませんけれども、まずは、安全を守る、安心な環境をつくるという点では、常に情報共有しているところですし、今後も、詳細な点についても、共に協議をしてまいりたいと考えております。

◎塚地委員 ぜひ、設置者、教育委員会が果たすべき役割として、事故後の対応がどうだったのかという辺りのことは、しっかり見ていただいて、必要な支援なりをしていただきたいなと思っておりますので、それは要望です。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎金岡委員長 次に、警察本部について行います。

高知市内の繁華街における客引きへの対応について、本部長の説明を求めます。

◎岩田本部長 取りまとめ項目、高知市内の繁華街における客引きへの対応について、資料に沿って御説明します。

お手元の資料の1 高知市内の繁華街の現状について、まず御説明します。これは、高知署管内における過去5年間の接待飲食店の許可数と、深夜酒類提供飲食店営業の届出数の推移のグラフとなっております。簡単に御説明しますと接待飲食店というのは、設備を設けて客の接待をして、客に飲食等をさせる業態の店です。風俗営業等の規制及び業務の適

正化等に関する法律により公安委員会による営業の許可が必要な許可制となっております。

一方、深夜酒類提供飲食店営業とは、接待を伴わず、午前0時を超えて客に主として酒類の提供を行う店をいい、許可制ではなく、届出制となっております。令和8年6月末現在の許可、届出数につきましては、接待飲食店が140店舗、深夜酒類提供飲食店営業が871店舗となっております。接待飲食店等の集中する高知市帯屋町、追手筋周辺では、これらの店舗へ客を誘引するため、多い日には10名から20名程度の者が路上に立っており、中には、客引き行為を決行する者がいるなど、現在の高知市繁華街における治安課題であると認識しております。

また近年増加しているいわゆる風俗案内所についても、主として接待飲食店等の情報提供を行っているものと見ております。

次に、これまでの警察の取組について、御説明いたします。県警では、客引き行為の抑止のため、令和6年からゴールデンウィークや年末等、人出が多い時期を選定して、高知市中心部の繁華街において、制服警察官による警戒活動を実施しており、本年6月と7月には、客引き行為が行われる場所に移動交番車を駐留させ、制服警察官による駐留、流動警戒を行うなど、客引き行為に対する注意喚起を促しております。これら警戒活動につきましては、マスメディアによる報道もなされたほか、通行人が関心を持つとともに、客引き行為のための客待ちを行っていたと思われる者らが、活動現場から立ち去るなど、一定の効果が見られたことから、引き続き、移動交番車の活用を含めた客引き行為に対する警戒活動を実施しているところです。

次に、客引き行為の取締り状況につきましては、客引き行為については、風適法のほか、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例、いわゆる迷惑防止条例によって規制されておりますので、過去5年間の検挙状況につきましては、例年、1件から3件の検挙となっておりますけれども、これら客引き行為を検挙した際には、風適法や迷惑防止条例を駆使して、客引き行為を行わせていた店舗についても検挙するなどの捜査を実施しているところです。

次に、立入りの実施状況につきましては、県警では、接待飲食店の営業者等に対して、営業の適正化を促し、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持するため、立入り等に取り組んでいるところです。接待飲食店営業の許可数については、令和6年の196件から減少に転じているところですが、これは、接待飲食店営業の実態把握を推進し、名義貸しなどの悪質な行為に利用される営業実態のない接待飲食店営業者等に、許可の返納を促すことのほか、違法営業者に対する的確な処分をしたことによって、減少しているものと認識しております。令和7年には、高知警察署管内の接待飲食店への立入りをを行い、構造及び設備の無承認変更違反など、発見した違反に基づき、9件の行政処分を実施しております。特に営業時間制限違反などの改善を促す指示処分を受けていたにもかかわらず、再度同じ違反を繰

り返すなど、違反对応の悪質な営業者に対しては、複数回にわたって営業停止の行政処分を行うなど、厳正に対処しているところであります。

また、取締りや立入りを効果的に推進するに当たっては、繁華街情勢を的確に把握することが何よりも重要でありますので、制服警察官による繁華街におけるパトロールを通じての職務質問のほか、繁華街の情勢を熟知している地域住民の方や、商店街組合等の団体との意見交換等による情報収集にも努めているところです。

最後に、今後の取組について、御説明いたします。県警では、客引きに対する取締り等の捜査のほか、風俗営業店等に対する立入りや繁華街情勢の実態把握及び情報収集、各種広報啓発活動など、警察署と県警本部、生活安全部門をはじめとする行政部門と刑事組対部門を初めとする捜査部門の垣根を越えた連携を強化して、対策を強化してまいりたいと考えております。これにより捜査部門等が入手した情報によって判明した悪質な風俗営業店等への迅速な立入りを行うとともに、立入りによって把握した違反の早急な事件化、検挙情報に基づく迅速な行政処分など、両部門の密な連携による総合的かつ効果的な繁華街対策を講じることといたします。

今後、違法行為に対しては、各種法令に基づく実態に即した取締りを推進するとともに、高知市や関係機関、団体等と緊密に連携して、繁華街の安全安心の確保に取り組んでまいります。

私からは、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で警察本部を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(11時9分閉会)